29年度　公文書開示（12月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H29.11.18	H29.12.1	警察法47条の都警察（法によると、この都警察の本部が警視庁となる。）を、（その名称を）警視庁と定めた法的根拠が記された書類（名称不明）					1											都警察を警視庁と定めた法的根拠が記された書類について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	H29.11.29	H29.12.13	苦情等処理カード（平成29年10月2日に、生活文化局総務部総務課人事担当で作成した開示請求に関する都民対応の記録）	3		1					1								（7条2号）氏名欄の記載内容、内容欄の架電者名及び聴取内容に係る記載並びに対応欄の記載内容の一部については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため	生活文化局総務部総務課
3	H29.11.29	H29.12.13	平成18年7月6日付18生都管法特第685号 特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書類（住民票を除く。）	16		1					1		1						（7条2号）あて先、申請者の氏名、郵便番号、住所又は居所、電話番号及びファクシミリ番号、被委任者の氏名、事務所名、事務所所在地、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス、委任者の氏名及び住所、社員の氏名及び住所又は居所、監事の住所又は居所、設立代表者の氏名及び住所又は居所、設立総会出席者、設立発起人、議長、設立代表者及び議事録署名人の氏名並びに欄外メモについては、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
4	H29.12.11	H29.12.13	平成14年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇定款	10	1															生活文化局都民生活部管理法人課
5	H29.12.4	H29.12.14	学校法人〇〇及び△△の平成28年度財務計算書類のうち、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、貸借対照表	20		1						1							（7条3号）財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
6	H29.12.5	H29.12.19	平成28年度私立幼稚園教育振興事業費補助金確定額一覧（うち、〇〇法人〇〇に係る部分） 平成28年度私立幼稚園等環境整備費補助金確定額一覧（うち、〇〇法人〇〇及び△△法人△△に係る部分）	3	1															生活文化局私学部私学振興課
7	H29.12.5	H29.12.19	・平成28年度私立幼稚園経常費補助金に係る実績報告書（学校法人〇〇） ・平成28年度私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る実績報告書（〇〇法人〇〇）	24		1					1	1	1						（7条2号）担当者名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより学校経営の詳細等把握することが可能となり、法人が設置する幼稚園の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学振興課
8	H29.10.29	H29.12.20	答申第196号（諮問第277号答申）外71件	182	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
9	H29.10.28	H29.12.20	外務省から東京都へのトルコの〇〇に関する照会等に係る記録				1							1	1				（7条5号）請求に係る公文書に記載されている情報は、東京都及び外務省における審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより、国及びトルコ政府並びに日本とトルコとの関係に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため （7条6号）当該情報を公にすることにより、東京都と外務省との信頼関係が損なわれ、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課

29年度　公文書開示（12月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	H29.10.27	H29.12.21	（1）私立学校教育助成金調査表（Ａ表）のうち、２学校法人消費収支計算書（平成27年度決算）、３貸借対照表（平成27年度）（学校法人〇〇外329法人） （2）私立学校教育助成金調査表（Ａ表）のうち、２事業活動収支計算書（平成27年度決算）、３貸借対照表（平成27年度）（学校法人△△外４法人） （3）私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、２学校法人消費収支計算書又は事業活動収支計算書、３貸借対照表（平成27年度及び平成28年度）（学校法人□□外334法人）	1340		1						1							（7条3号）財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
11	H29.12.8	H29.12.22	（1）平成24年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成23年度事業報告書類外2件 （2）平成26年〇月〇日付特定非営利活動法人△△の平成25年度事業報告書類	40		1					1	1	1						（7条2号）社員、代表権のある理事以外の理事及び監事の氏名及び住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条3号）金融機関名、支店名及び口座使途については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
12	H29.12.8	H29.12.22	（1）●●の2010～2013年度の事業報告書 （2）□□の2013年度の事業報告書					1											当該特定非営利活動法人は、平成26年度に設立されているため、請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課
13	H29.12.11	H29.12.25	東京都情報公開審査会への諮問について（28生広情第825号）	18		1					1				1				起案用紙（第５号様式甲）の一部、２８教総法第２４２号のうち審査請求人の氏名、弁明書の写しの一部、 審査請求書のうち、収受印を除く部分、開示請求書の一部 （７条２号）個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため （７条６号）記載された内容を公にすることにより、今後公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、その請求を躊躇する可能性が存することは否定できず、その結果、東京都情報公開条例前文に規定する「公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進による開かれた都政」の実現を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
14	H29.11.1	H29.12.28	（1）平成5年度第9回東京都私立学校審議会（第509回）議案 （2）〇〇高等学校の△△課程設置要項 （3）平成5年度第9回東京都私立学校審議会（第509回）本会議事録（〇〇高等学校の△△課程の設置認可に係る議案部分）（4）平成5年度東京都私立学校審議会第3部会会議録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）（5）平成5年度第10回東京都私立学校審議会（第510回）議案 （6）〇〇高等学校の△△課程設置要項　（7）平成5年度第10回東京都私立学校審議会（第510回）本会議事録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）　（8）平成5年度第10回東京都私立学校審議会（第510回）答申	8	1															生活文化局私学部私学行政課

29年度　公文書開示（12月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	H29.11.1	H29.12.28	（1）平成5年度東京都私立学校審議会第3部会会議録（〇〇高等学校の△△課程の設置認可に係る議案部分） （2）「〇〇高等学校△△課程設置許可申請書」一式	88		1					1	1	1						（7条2号）教職員（理事長、校長及び常務理事を除く。）の氏名、住所、生年月日及び最終学歴並びに理事会出席監事及び事務局の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号）財務諸表の小科目等の詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
16	H29.11.1	H29.12.28	（1）平成11年度第4回東京都私立学校審議会（第570回）議案 （2）〇〇高等学校の△△課程設置要項 （3）平成11年度第4回東京都私立学校審議会本会議事録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）（4）平成11年度東京都私立学校審議会第三部会会議録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）　（5）平成11年度第5回東京都私立学校審議会本会議事録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）　（6）平成11年度第6回東京都私立学校審議会（第572回）議案　（7）〇〇高等学校の△△課程設置要項 （8）平成11年度第6回東京都私立学校審議会本会議事録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分） （9）平成11年度東京都私立学校審議会第三部会会議録（〇〇高等学校の△△課程設置認可に係る議案部分）　（10）平成11年度第6回東京都私立学校審議会（第572回）答申	14	1															生活文化局私学部私学行政課
17	H29.11.1	H29.12.28	（1）〇〇第94号「△△課程設置認可申請書変更届」 （2）〇〇第87号「設置認可申請書変更届」一式 （3）〇〇第60号「△△課程設置認可申請書」一式	112		1					1	1	1						（7条2号）監事、評議員（理事及び学校長を除く。）、室長及び教職員の氏名並びに室長の略歴については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条3号）生徒実員、財務諸表の小科目及び金額、教職員の平均給与額等の詳細な項目については、公にすることにより、学校法人の収入・支出及び財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を生じるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
18	H29.11.1	H29.12.28	（1）平成10年度第5回東京都私立学校審議会（第560回）議案 （2）〇〇高等学校設置要項 （3）平成10年度第5回東京都私立学校審議会本会議事録（〇〇高等学校の設置認可に係る議案部分）（4）平成10年度東京都私立学校審議会第三部会会議録（〇〇高等学校の設置認可に係る議案部分） （5）平成10年度第5回東京都私立学校審議会（第560回）答申	9	1															生活文化局私学部私学行政課

29年度　公文書開示（12月決定分）　生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
19	H29.11.1	H29.12.28	○○高等学校設置認可申請書一式	49		1					1	1	1						（7条2号）教職員（校長を除く。）の氏名、住所、生年月日及び最終学歴並びに設立発起人氏名、出席評議員氏名及び議事録中の個人名称については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号）財務諸表の小科目、財産の種別、価格等の詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課